資料1の別紙

第56回　青梅市公共交通協議会
協議資料2

目次

区分	項目	資料の骨子	ページ
協議事項	2. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)	(1)運行概要 (2)運行計画 (3)路線図・運行系統 (4)停留所 (5)車庫 (6)運賃 (7) 時刻表 (8)車両 (9)運送約款 (10)運行可否の判断 (11)緊急時の連絡先 (12)道路運送法第78条としての協議 (13)今後の予定	2 ～ 21

協議事項

２．河辺町１～３丁目地区における新たな公共交通の本運行（案）

（１）運行概要

・目　　的　青梅市地域公共交通計画における目標の一つである「公共交通の維持と運行サービスの改善」を達成するため、新たな公共交通を導入して「鉄道と路線バスのサービス圏外の解消」を図ること。

・運行開始　令和７年１２月（予定）

・走行区間　青梅市河辺町１～３丁目方面⇔河辺駅南口方面

・運行台数　グリーンスローモビリティ１台

（青梅市地域公共交通計画より抜粋）

（１）公共交通のネットワークとサービスの維持

【目的】

・鉄道と路線バスのサービス圏外の解消を進めます。

【施策内容／主な実施主体】

❶鉄道と路線バスのサービス圏外のうち人口密度が40人／ha以上の主な地区（9地区）を対象に、一定の需要があることなどを条件として、新たな公共交通の導入／地元組織、交通事業者、青梅市

【スケジュール】

❶令和4年度までの検討を踏まえ令和5・6年度に河辺町1～3丁目地区でグリーンスローモビリティの実証運行等、令和7年度以降に本格運行

公共交通施策	現状	実施工程（年度）					
		前期					後期
		令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）	令和8（2026）	令和9（2027）	～令和14（2032）
⑴公共交通のネットワークとサービスの維持	❶施設送迎バスの活用	検討／実証実験					
	❷既存の公共交通の補完	検討／実証実験					
	❸まちづくりにあわせた路線の再編	まちづくりの動向の注視／検討					
⑵鉄道と路線バスのサービス圏外*の解消	❶新たな公共交通の導入	検討／実証運行					

検討・実証実験
本格実施（実証運行）

令和６年度実証運行との比較

項目	本運行（案）	令和６年度実証運行
運行主体	交通事業者（２１条） または市（７８条２号） ※運行管理に交通事業者、乗務員にシルバー人材センター等を予定	京王自動車㈱（２１条）
運賃	片道２００円	片道１００円
企画乗車券	回数券７枚１，０００円 (購入月の翌月末日まで有効)	フリーパス２，０００円 （期間中乗り降り自由）
運行時刻	９～１５時台（月～土曜日共通）	８～１５時台（月・火・金曜日） ９～１２時台（水・木・土曜日）
車両・台数	グリーンスローモビリティ１台	グリーンスローモビリティ２台

（２）運行計画

・運行形態：定時定路線（決まった時刻に決まったルートを走行）

・路　　線：東ルート、西ルートの２路線（令和６年度実証運行と同じ）

・停 留 所：１０箇所（令和６年度実証運行と同じ）

・運行曜日：月曜日～土曜日（週６日、日曜日、祝日は運休）

・運行時間：午前８時４５分から午後４時まで

（午前約３時間、午後約２時間）

※住友金属鉱山アリーナ青梅～下久保公園～河辺駅南口間の経路について

下久保公園付近の道路幅員、交通状況等を考慮し、
下図のとおり運行する。（東ルート・西ルート共通）

河辺駅南口行き

河辺駅南口発

（３）路線図・運行系統

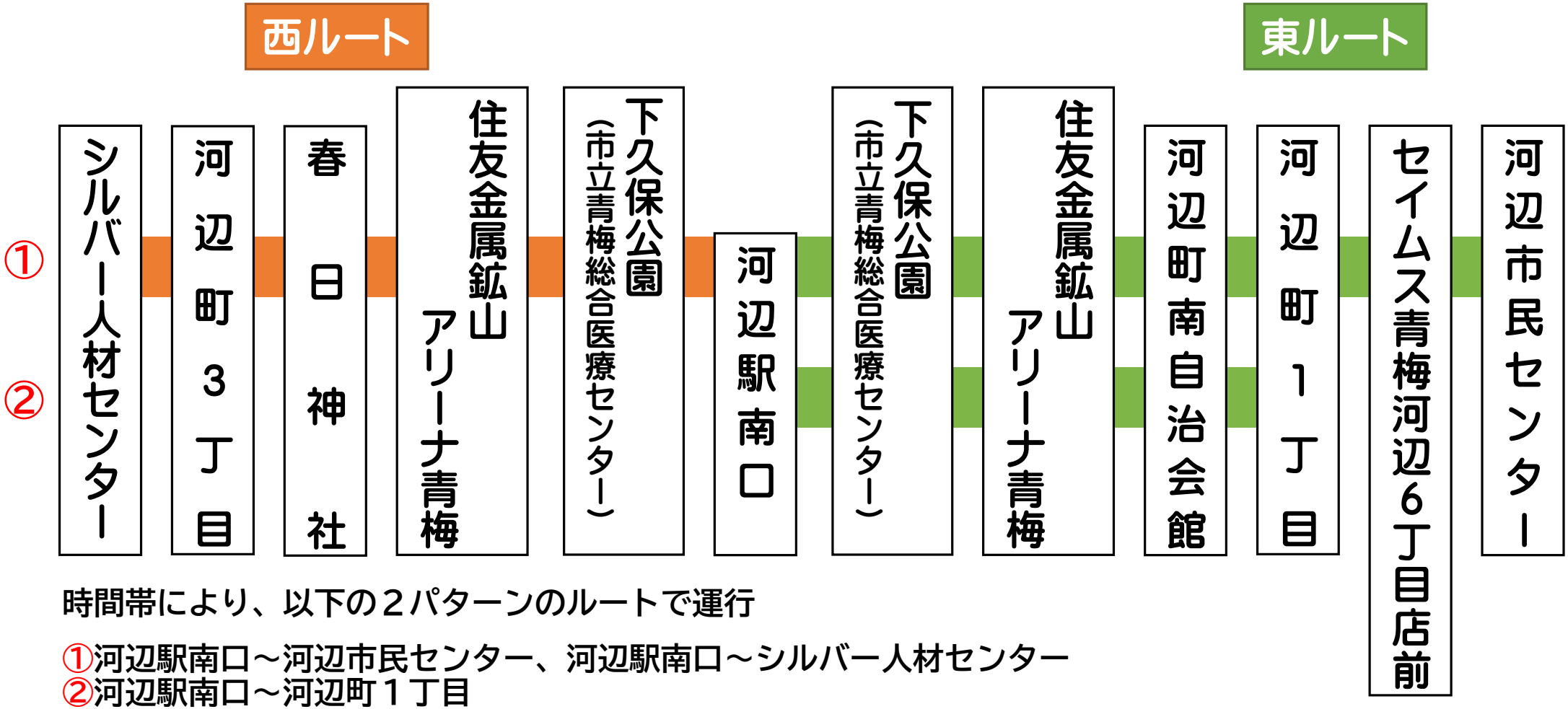

時間帯により、以下の２パターンのルートで運行

①河辺駅南口～河辺市民センター、河辺駅南口～シルバー人材センター
②河辺駅南口～河辺町１丁目

（4）-1　停留所（東・西ルート）

河辺駅南口
…南口タクシーのりばにて乗降

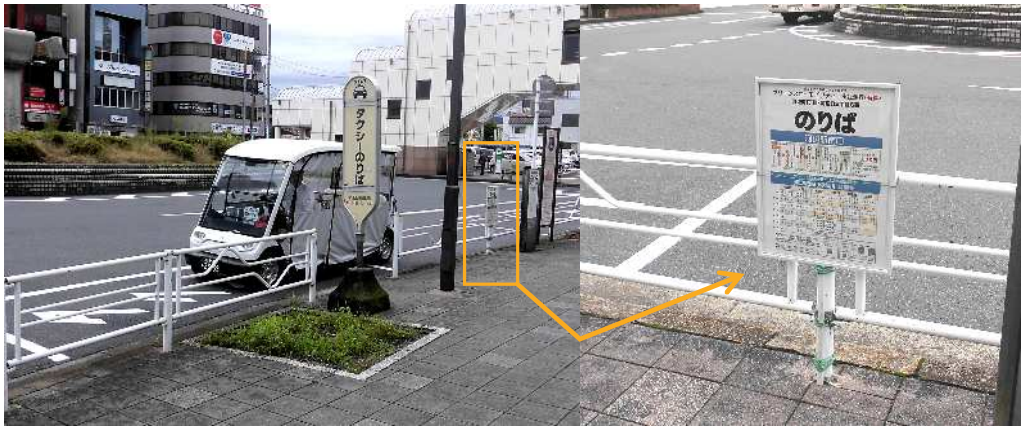

住友金属鉱山アリーナ青梅
…正面玄関西側　エントランスにて乗降

下久保公園（市立青梅総合医療センター）
…下久保公園前にて乗降

（4）-2 停留所（西ルート）

シルバー人材センター（千ヶ瀬町１丁目）
…シルバー人材センター門の前に停留所を設置

河辺町３丁目（千ヶ瀬河辺下通り沿い）
…一度敷地内にて転回し、乗降。

春日神社
…春日神社駐車場、道路脇に停留所を設置

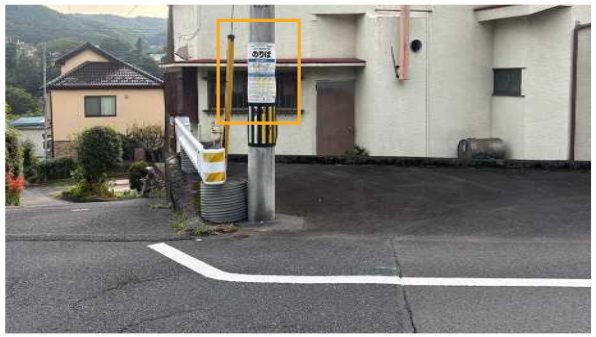

（4）-3 停留所（東ルート）

河辺市民センター
…体育館と事務所棟の間に停留所を設置

河辺町南自治会館
…自治会館前の門に停留所を設置

セイムス青梅河辺６丁目店前
…店舗敷地内にて乗降（停留所スタンドを１か所設置する。）

河辺町１丁目
…駐車場敷地内にて乗降（敷地内に看板を設置）

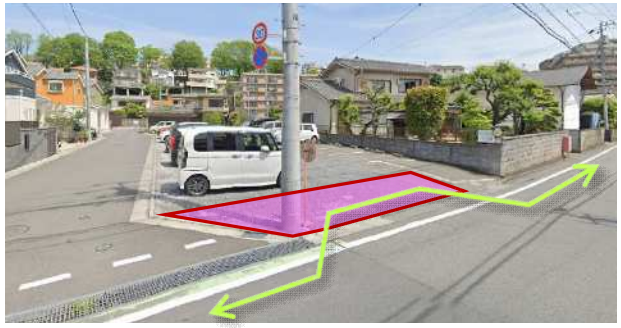

（５）車庫

河辺市民センター（所在地：青梅市河辺町６-１８-１）

●条件

・運行事業者の営業所から半径２km以内、または営業所から２km以上で関東運輸局が認めたところ

（営業所から２km以上の場合、または自家用有償旅客運送の場合、遠隔点呼を営業所または運行管理協力事業者とつなぐ）

・車庫スペースの確保

・２００ボルト電源の敷設（当面、既存の設備で対応）

・屋根、建屋の設置（当面、仮設テントで対応）

・乗務員休憩所の確保（当面、事務所棟内にて対応）

河辺市民センター（令和５・６年度実証運行使用）

遠隔点呼の様子（アルコールチェック、検温）

（６）-1 運賃

種類	金額	購入方法	備考
（普通片道乗車券） 運賃	各ルート片道２００円 （支払いは現金のみ） 子ども同額 未就学児は無料	【乗車時】 運賃箱に現金を投入	【折返し】終点では全員降車していただきます。 引き続き乗車を希望する場合は、 再度運賃をお支払いください。 ※乗り継ぎ特例適用の場合を除く **【乗り継ぎ特例】河辺駅南口で降車せず、もう一方のルートに引き続き乗車する場合、最初に支払った運賃で乗車できます。** **※停留所で降車した後、別の便に再度乗車した場合は、ルート関係なくそれぞれの乗車に対し、運賃の支払いが必要です。**
（企画乗車券） ７枚券	７枚１セット １，０００円	【購入時】 乗務員に購入を申し出たうえで、運賃箱に現金を投入 【使用時】 運賃の代わりに、１枚運賃箱に投入する	【有効期間】購入月の翌月末日の乗車まで有効 【払い戻し】運行不能日が日曜、祝日を除き連続７日以上発生した場合に限り、１枚１４０円として、払い戻しの対応を行います。 手続き方法は停留所および車内に掲示します。 【再 発 行】紛失の場合も含め、一切行いません。

※領収書の対応はできません。※シルバーパス、交通系ＩＣカードなどは使用できません。
※自家用有償旅客運送では、運送の対価として収受することとします。

（６）-２ 運賃の算出について

・令和６年度実証運行の際、利用者や地域住民に対し、アンケート調査を行った。

・その結果、１回あたりの運賃は１００円が１７７人、２００円が１３７人との回答があった。

・運賃を１００円と希望する声が多い一方、収支率を予測すると２００円という金額が最も高い。

・本運行において、エリア内を運行する短距離の生活交通としての役割を果たすとともに、持続可能な移動手段としての役割を果たすため、収支率、利用者・地域住民の意見、他の交通事業者の初乗り運賃等を勘案し、１回あたりの運賃を２００円に設定することとしたい。

収支率予測（運賃別）

	100円	200円	300円
週6日の運行	4.8%	7.1%	1.2%
月･火･金の運行	5.1%	7.5%	1.4%
水･木･土の運行	4.6%	6.7%	1.0%

（第５４回青梅市公共交通協議会資料より）

主な意見（令和７年４月３０日 地元ワークショップ）

（住民）運賃について、できるだけ乗ってもらうために、近隣自治体のコミュニティバスで採用している「１００円」が良い。

（住民）運賃は持続的な運行に向けて適切な金額を検討すべき。

路線バス・タクシー事業者の初乗り運賃（令和７年８月時点）

【都営バス】１８０円　【西武バス】１８０円　【西東京バス】２００円　【京王自動車（タクシー）】５００円

（7）-1 時刻表

・西ルートの各便について、東ルートの番号+100の番号が付与された便は西ルート・東ルート直通運転を行います。

※平日、土曜日同一ダイヤで運行

	停留所名	所要時間/番号	1A	3B	5B	7A	9B	11A
東ルート	河辺市民センター	0	9:00	10:10		11:45	13:40	14:50
	セイムス青梅河辺６丁目店前	2	9:02	10:12		11:47	13:42	14:52
	河辺町１丁目	4	9:04	10:14	10:39	11:49	13:44	14:54
	河辺町南自治会館	6	9:06	10:16	10:41	11:51	13:46	14:56
	住友金属鉱山アリーナ青梅	9	9:09	10:19	10:44	11:54	13:49	14:59
	下久保公園(総合医療Ｃ)	12	9:12	10:22	10:47	11:57	13:52	15:02
	河辺駅南口　着	14	9:14	10:24	10:49	11:59	13:54	15:04
	停留所名	所要時間/番号	101A		105B	107A	109B	111A
西ルート	河辺駅南口　発	14(0)	9:15		10:50	12:00	13:55	15:05
	下久保公園(総合医療Ｃ)	16(2)	9:17		10:52	12:02	13:57	15:07
	住友金属鉱山アリーナ青梅	17(3)	9:18		10:53	12:03	13:58	15:08
	春日神社	20(6)	9:21		10:56	12:06	14:01	15:11
	河辺町３丁目	22(8)	9:23		10:58	12:08	14:03	15:13
	シルバー人材センター	25(11)	9:26		11:01	12:11	14:06	15:16
	停留所名	所要時間/番号	102A		106B	108A	110B	112A
西ルート	シルバー人材センター	0	9:30		11:05	12:15	14:10	15:20
	河辺町３丁目	2	9:32		11:07	12:17	14:12	15:22
	春日神社	3	9:33		11:08	12:18	14:13	15:23
	住友金属鉱山アリーナ青梅	6	9:36		11:11	12:21	14:16	15:26
	下久保公園(総合医療Ｃ)	9	9:39		11:14	12:24	14:19	15:29
	河辺駅南口　着	11	9:41		11:16	12:26	14:21	15:31
	停留所名	所要時間/番号	2A	4B	6B	8A	10B	12A
東ルート	河辺駅南口　発	11(0)	9:43	10:28	11:18	12:28	14:23	15:33
	下久保公園(総合医療Ｃ)	13(2)	9:45	10:30	11:20	12:30	14:25	15:35
	住友金属鉱山アリーナ青梅	14(3)	9:46	10:31	11:21	12:31	14:26	15:36
	河辺南自治会館	17(6)	9:49	10:34	11:24	12:34	14:29	15:39
	河辺町１丁目	19(8)	9:51	10:36	11:26	12:36	14:31	15:41
	セイムス青梅河辺６丁目店前	22(11)	9:54		11:29	12:39	14:34	15:44
	河辺市民センター	25(14)	9:57		11:32	12:42	14:37	15:47

時刻表・河辺駅南口　都営バス　西東京バス

小05 小作駅西口 行

時	平日		土休日
5	53		
6	29	45	32
7	08	34	28
8			49
9	10	30	26
10	18		26
11	15		26
12	15		26
13	15		26
14	15		26
15	15		26
16	15	48	24
17	15	45	15
18	15	40	15
19	36	59	15
20	45		17
21			
22	10		

青21 青梅駅 行

時	平日	土休日
6	12	
7		
8	28	06
9		
10		16
11	57	
12		34
13		
14		
15		25
16		
17		10
18		
19	11	

梅77丁 青梅駅 行

時	平日	土曜	休日
6			
7			
8	07		
9			
10	02	16	18
11			
12	45	23	56
13			54
14		43	
15		41	35
16	07		
17			

（青梅市公共交通ガイド2025年度版より）

（７）-２ 利用状況の反映について（時刻）

・令和６年度実証運行の結果、
乗車は河辺町１丁目（１８％）が河辺駅南口（３３％）に次いで多く、降車は河辺駅南口（５３％）が最も多かった。
満席区間は、河辺南自治会館から住友金属鉱山アリーナ青梅の区間が最も多かった。

・過去２回の実証運行で、東ルートの利用者から満席のため乗れなかったとの意見があったことから、河辺駅南口や河辺町１丁目で折り返す便を設定したい。

（５）停留所別の平均乗車数・平均降車数（ルート別）

①停留所別の利用割合

○乗車は、河辺駅南口の33％が最も多く、河辺町1丁目の18％、シルバー人材センターの10％、春日神社の9％が続きます。

○降車は、河辺駅南口の53％が過半数を占め、それ以外は分散傾向にあります。

	河辺駅南口	下久保公園（青梅総合医療センター）	住友金属鉱山アリーナ青梅	春日神社	河辺町3丁目	シルバー人材センター	河辺町南自治会館	河辺町1丁目	セイムス青梅河辺6丁目店前	河辺市民センター	計
乗車人数(人)	588	26	22	164	129	186	126	322	88	130	1,781
降車人数(人)	940	73	79	91	79	97	85	145	101	91	1,781
計(人)	1,528	99	101	255	208	283	211	467	189	221	3,562
1日あたり(人／日)	31	2	2	5	4	6	4	9	4	4	71
乗車の構成割合	33%	1%	1%	9%	7%	10%	7%	18%	5%	7%	100%
降車の構成割合	53%	4%	4%	5%	4%	5%	5%	8%	6%	5%	100%
計の構成割合	43%	3%	3%	7%	6%	8%	6%	13%	5%	6%	100%

（７）満車区間（ルート別）：車内人数が６人となった便・区間

○満車になった区間は、【河辺町南自治会館▶住友金属鉱山アリーナ青梅】13回、【住友金属鉱山アリーナ青梅▶下久保公園（青梅総合医療センター）】10回、【春日神社▶住友金属鉱山アリーナ青梅】10回、【下久保公園（青梅総合医療センター）▶河辺駅南口】9回で多くみられました。

○また時間帯は、10:05発の車両で多くみられました。

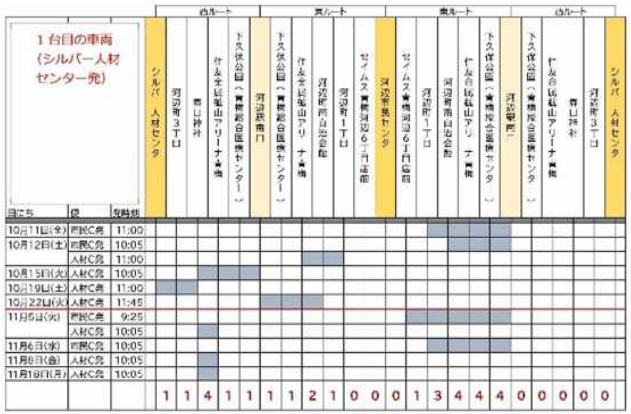

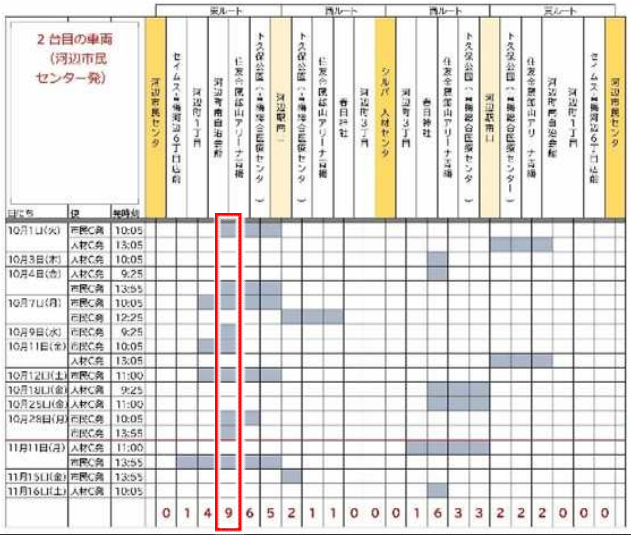

第５３回公共交通協議会資料（Ｒ６実証運行利用状況）より

（８）車両

・令和７年度はレンタル
・令和８年度は購入を予定
（主な候補）

グリーンスローモビリティ車両（１両）【車種調整中】

会社名	モビリティワークス	ヤマハ発動機	タジマ	シンクトゥギャザー	タジマ
車種	LSV-4	AR-07	NAO-6J	eCOM-4	NAO2 - 6J
乗客定員	3人乗り	6人乗り	5人乗り	6人乗り	5人乗り
特徴	シートベルト	低床	冷暖房	車椅子可 荷物スペース レインガード	車椅子可 低床 冷暖房

令和４年度使用　　令和５・６年度使用

（９）運送約款

・国土交通省が公開している「**一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款**」をベースに整備する予定

（参考）京王自動車㈱の一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

運輸省告示第372号
昭和48年９月６日
一部改正　運輸省告示第140号
平成11年３月10日
一部改正　運輸省告示第268号
平成12年７月４日
一部改正　国土交通省告示第569号
平成20年５月12日
一部改正　国土交通省告示第175号
平成26年２月28日（４月１日施行）

（適用範囲）
第１条　当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
２　当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。
（係員の指示）
第２条　旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
（運送の引受け）
第３条　当社は、次条又は第４条の２第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。
（運送の引受け及び継続の拒絶）
第４条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
（１）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
（２）当該運送に適する設備がないとき。
（３）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
（４）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
（５）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
（６）旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
（７）旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
（８）旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
（９）旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
（10）旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
（11）旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。
第４条の２　当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。
２　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
（運賃及び料金）
第５条　当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。
２　前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。
（運賃及び料金の収受）
第６条　当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。
（旅客に対する責任）
第７条　当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでありません。
２　前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終ります。
第８条　当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。
第９条　当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。
（旅客の責任）
第10条　当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

（１０）運行可否の判断

・今後 運行事業者などと協議

参考（令和６年度実証運行より）

運行可否の判断について

■気象条件による判断

下記の天候が予報されている場合、

当日の場合、**運休指示以降の全便を運休**とします。

翌日の場合、**全便を運休**とします。

※雷鳴以外の天候は tenki.jp 青梅市の情報で 6 時から 16 時までの予報で判断します。

※運休指示は市と京王自動車㈱青梅営業所で協議し、最終的に市が判断します。

・午前 7 時から午後 3 時までのいずれか 1 時間で、
1 時間あたり降水量の予報が 25mm を越える時間がある場合
もしくは、風速の予報が 25m/s を越える時間がある場合

・降り始めからの連続降水量の予報が運行時間中に 148mm を越える場合

・降雪、みぞれ、雷の予報が出ている場合

・2 日以内に台風の接近が見込まれる場合

・雷鳴が聞こえてきた場合

■その他判断

・凍結や事故などで道路の通行が困難になった場合、大地震が発生した場合、車両故障などのトラブルが発生した場合、市と京王自動車㈱青梅営業所で協議の上、運行を中止する場合があります。

■運休の確認方法

・青梅市ホームページ・青梅市各 SNS（X、LINE など）

・各停留所（貼り紙）

（R5.9.26 更新）

（１１）緊急時の連絡先

・今後 運行事業者などと協議

参考（令和６年度実証運行より）

緊 急 連 絡 先 一 覧

○交 通 事 故 発 生 時

→【警　察】１１０番

○けが人がいる場合

→【消　防】１１９番

○車両トラブル発生時

→【ＪＡＦ】０４８－６１０－０９００

※午前９時から午後５時３０分まで

※電話口で「青梅市グリスロ実証実験（依頼者名）」と仰ってください。

※ロードサービス車搬入場所：河辺町南自治会館駐車場

※午前９時まではロードサービスコールセンターに電話してください。

【ＪＡＦ】０５７０－００－８１３９

可能であれば９時まで安全な場所に待避し、リーフレット記載の番号に架電願います。

○乗　務　員　対　応

→【京王自動車㈱青梅営業所】０４２８－２５－２１１２

○青 梅 市 へ の 連 絡

→【交通政策課】０４２８－２２－１１１１（内線）２５５７

※平日午前８時３０分から午後５時まで

【京王自動車㈱青梅営業所 所長】→【交通政策課交通政策担当】

※上記以外の時間（土日含む）

（１２）道路運送法第７８条としての協議

【協議内容】

自家用有償旅客運送の必要性	市では、令和５年３月に策定した地域公共交通計画において、河辺町１・２丁目を「鉄道と路線バスのサービス圏外」のうち、人口密度が１ヘクタールあたり４０人以上の地区の一つとしている。地理的特性から、隣接する河辺町３丁目を含め、公共交通の導入に向けた取組を進めている。 長期的かつ持続可能な運行を進めるうえで、地域の交通事業者への負担を減らし、収入と支出の差を縮める必要があることから、自家用有償旅客運送での運行を取り組みたい。
運送の区域	「（２）運行計画」のとおり
旅客から収受する対価に関する事項	「（６）-1 運賃、（６）-２ 運賃の算出について」のとおり なお、旅客から収受する対価が、支出予定額を上回る見込みはない。 また、国土交通省が公表している「自家用有償旅客運送の対価の目安」の範囲内とする。 （距離制１キロメートルまで３６７円、時間制５分まで４５８円）
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項	運行にあたり、交通事業者、シルバー人材センターなどの地域組織が想定されるが、後者の場合、プロのノウハウを活用した確実な運行管理が求められることから、運行管理に京王自動車㈱などの交通事業者を想定した「事業者協力型自家用有償旅客運送」で、準備を進めたい。
その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項	上記以外の内容については、本日の協議会資料の内容を基本とする。

【事業者協力型自家用有償旅客運送】

自家用有償旅客運送者
（市）
市が使用権原を有する
自家用自動車

運行管理･車両整備管理

ドライバー

交通事業者

・運行管理（運行管理者の選任）
・安全な運転のための確認、記録
（遠隔点呼可）
・車両の整備（整備管理責任者の選任）

シルバー人材センター
社会福祉協議会などの地域組織

・**グリーンスローモビリティの運転**
（定時定路線を予定）
・ご案内、運賃収受
・乗務前確認、乗務後確認（遠隔点呼）
・車両の充電、管理
・乗車記録、勤務シフトの作成
・運休時の対応　など

〈事例〉

神奈川県三浦市 実証実験
（道路運送法第７８条第２号）

運行管理・車両整備管理

芙蓉交通㈱
京急三崎タクシー㈱

ドライバー

三浦市在住者および在勤者

京都府福知山市大江地域有償運送「鬼タク」
（道路運送法第７８条第２号）

運行管理・車両整備管理・予約受付

有限会社慶和（ふく福タクシー）

実施主体・ドライバー

地域組織
「大江まちづくり住民協議会」
（住民がドライバー会員として登録）

【収支率の比較】

1　収入				
１－１　令和６年度利用割合（2台で運行）				
	１日あたり利用者数（人）	36		
	利用者数（人）	1,781		
	フリーパス利用者数（人）	679	38.1%	
	運賃支払者数（人）	1,102	61.9%	
１－２　令和６年度単価の算出（2台で運行）				
	運賃（円）	100		
	フリーパス１回あたり実績額（円）	71	70.7%	
１－３　令和７年度収入額の予測（1台で運行）				
	運賃（円）	200		
	回数券１回あたり実績額（円）	143		令和６年度フリーパス実績参考
	１日あたり利用者数(人)	20		100円から200円で0.75 ２台から１台で0.74 36人×0.75×0.74=20
	運賃収入（円）	2,475		
	回数券収入（円）	1,089		
収入（円）		3,564		

2　主な支出（車両・初期費以外）					
21条	78条				
		２－１　乗務員（どちらも終日２人・７時間で計算）			
○		タクシー時間貸し認可料金（円）	87,304	令和６年度実績	
○		事務手数料（円）	13,096	15%（令和６年度実績）	
	○	ドライバー派遣料見込み（円）	26,824		
	○	事務手数料見込み（円）	4,024		
	○	運行管理手数料（円）	5,000	三浦市事例より	
		２－２　自動車保険料（1台で計算）			
○		商用車（円）	98	令和６年度実績	
	○	自家用車（円）	2,500	令和６年度実績	
		２－３　遠隔点呼・知らせるバス（1台で計算）			
○	○	利用料（円）	567	令和６年度実績	
		２－４　電気代			
○	○	１日あたり電気料金見込み（円）	333		
		２－５　消費税			
○		２１条（円）	10,140		
	○	７８条（円）	3,925		
○		２１条主な支出（税込み・円）	111,538	収支率3.2%	
	○	７８条主な支出（税込み・円）	43,173	収支率8.3%	

（１３）-１　今後の予定

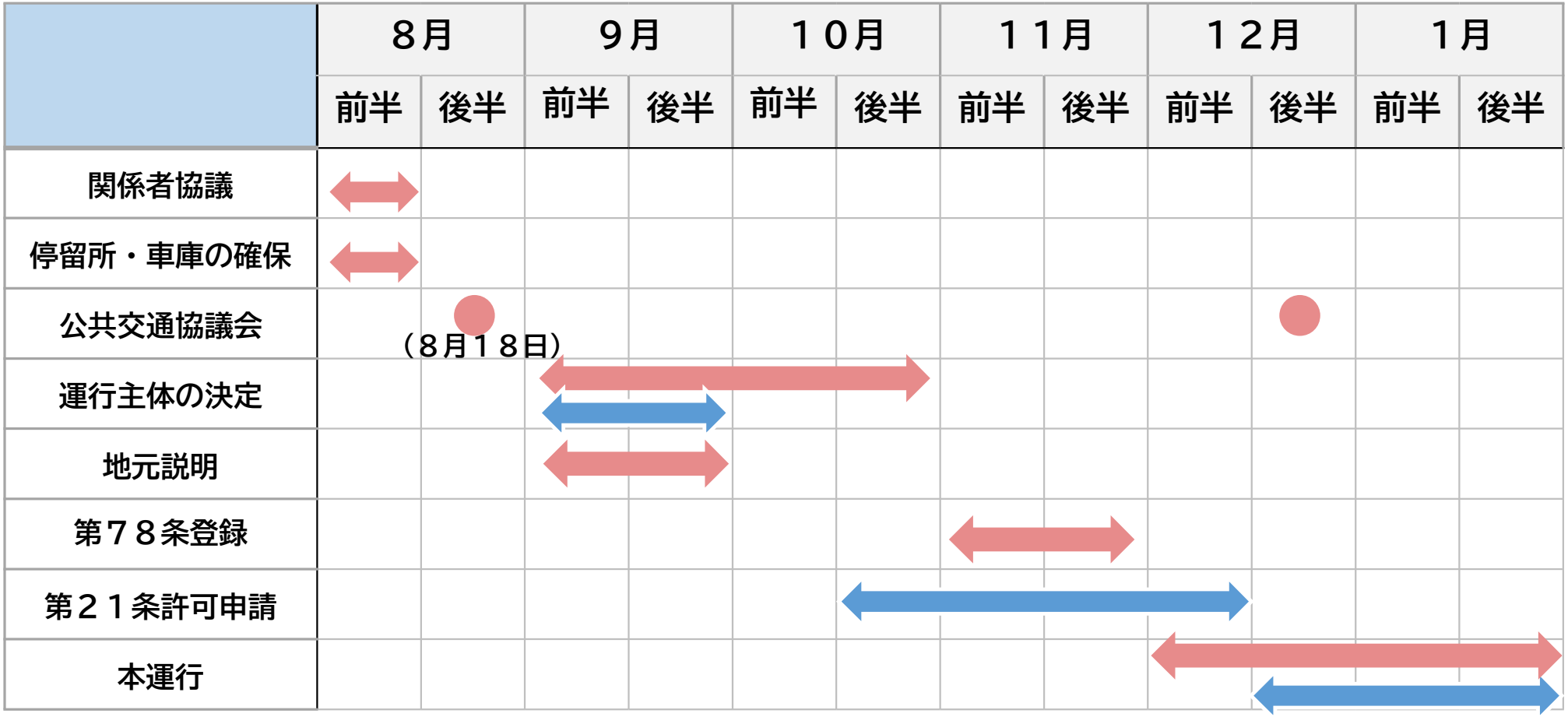
８月
９月
１０月
１１月
１２月
１月
前半
後半
関係者協議
停留所・車庫の確保
公共交通協議会
（８月１８日）
運行主体の決定
地元説明
第７８条登録
第２１条許可申請
本運行

（１３）-２ 今後の予定

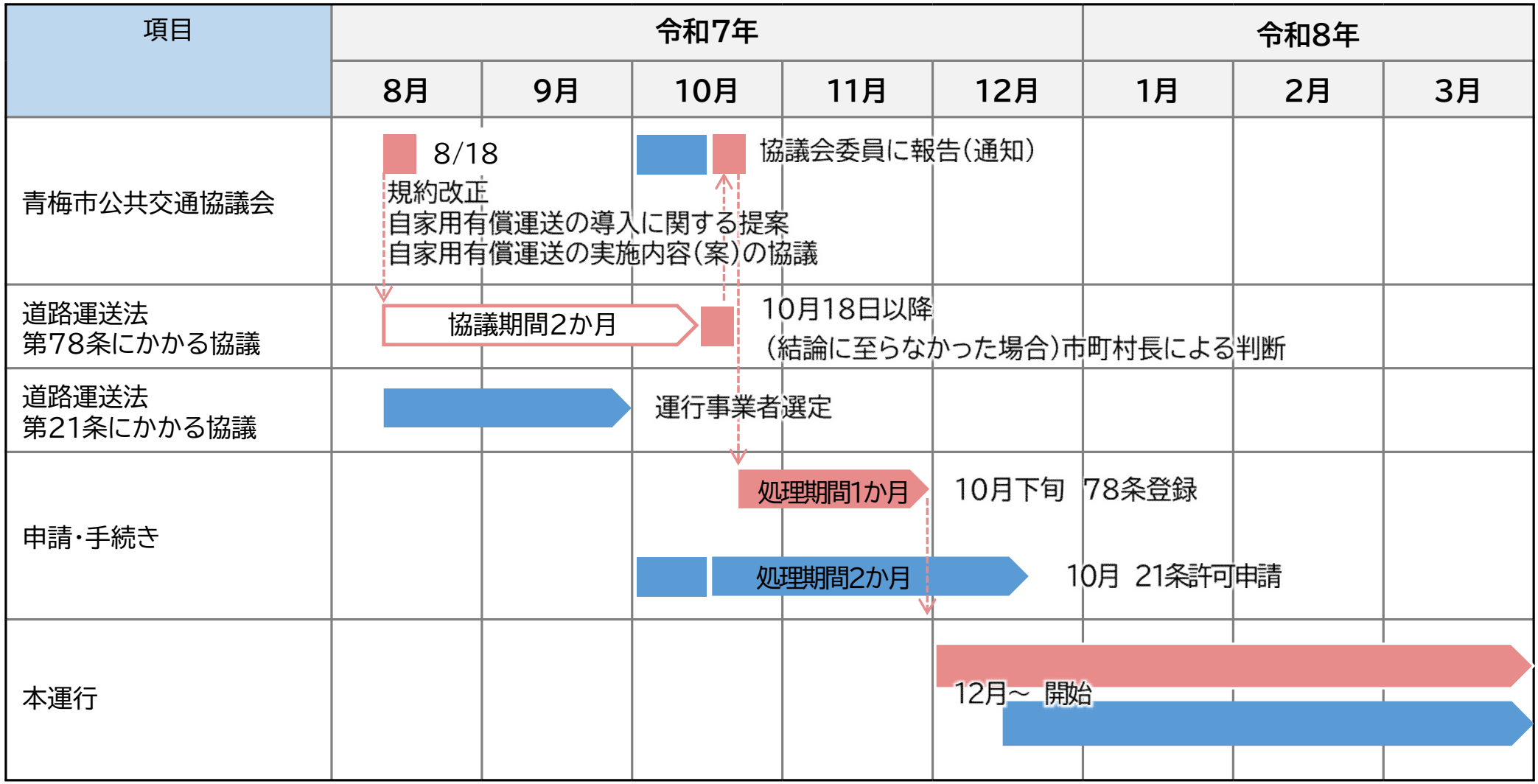
項目
令和7年
令和8年
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
青梅市公共交通協議会
8/18
協議会委員に報告（通知）
規約改正
自家用有償運送の導入に関する提案
自家用有償運送の実施内容（案）の協議
道路運送法
第78条にかかる協議
協議期間2か月
10月18日以降
（結論に至らなかった場合）市町村長による判断
道路運送法
第21条にかかる協議
運行事業者選定
申請・手続き
処理期間1か月
10月下旬 78条登録
処理期間2か月
10月 21条許可申請
本運行
12月～ 開始